

福岡空港特定運営事業等 募集要項等への質問及び回答（平成29年6月16日）

No	資料名	タイトル	頁	項	質問の内容	回答
1	募集要項	第一次審査における開示資料および第二次審査における開示資料	24 25	3 (2)	F) 保険会社に保険見積もり等を依頼する場合、一定の情報が必要となります。第一次審査までは保険会社それぞれがF)に従った手続きが必要、第二次審査においては第二次審査 H) 参加者を通じて、申請が必要との理解でよろしいでしょうか。 I)	時期にかかわらず、保険会社が自ら募集要項等に従い守秘義務対象開示資料の貸与を受けるための手続を行う必要があります。 なお、第一次審査を通過した応募企業又は代表企業が保険会社を第二次被開示者に指定する場合には、当該応募企業又は代表企業は、様式集及び記載要領に記載の「第二次被開示者の名称等」（様式3-⑥）を提出する必要があります。
2	募集要項	応募の無効	33	3 (5)	F)-⑤ 本号において、接触を禁止される時期の始期は、本募集要項の開示以降という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	募集要項	応募の無効	33	3 (5)	F)-⑤ 本号において、接触を禁止される対象者の範囲はどこまでになりますか。代表企業、コンソーシアム構成員は当然と思料しますが、その応募提案の検討への支援・協力をする応募アドバイザー、協力企業、又は融資を検討する金融機関等の取扱いにつきご教示下さい。	応募企業又は代表企業並びにコンソーシアム構成員のほか、応募企業又は代表企業若しくはコンソーシアム構成員の関係会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。）、並びに様式集及び記載要領に定める応募アドバイザー及び協力会社についても、接触禁止の対象となります。